平成２３年３月９日 報道資料
奈良県薬務課 吉川、上、岩佐
内線　3176、3177
直通　0742-27-8673

医薬品の登録販売者試験受験資格不備に係る対応について

平成２３年３月９日の毎日新聞朝刊に掲載のあった標記について、奈良県の状況を報告します。

＜端緒＞

本県において平成２２年８月２６日実施した登録販売者試験において、受験資格である実務経験証明書の虚偽記載が、９月１日に大阪府薬務課からの情報提供により判明した。

＜県の対応＞

県薬務課は、医薬品配置販売業者である株式会社日本配薬に対して証拠書類の提出を求め、虚偽証明と判断された受験者７名の受験願書の取り下げを行わせた。（詳細は別添資料のとおり）

奈良県での虚偽事案の内容については以下のとおりです。

虚偽証明した業者　　株式会社日本配薬（配置販売業者　本社東京都）
奈良県での受験者数　３８名
うち７名が実務経験不備による取り下げ
うち４名が受験し合格点に達していた

＜登録販売者試験について＞

登録販売者は、平成 21 年 6 月 1 日から医薬品販売施設において従事できる専門家として創設された。試験は平成 20 年度より開始。

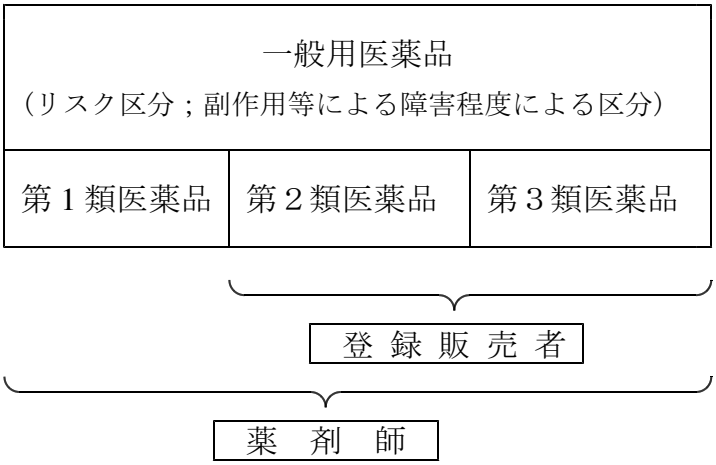

・登録販売者試験：
販売従事に必要な資質の確認
都道府県知事が、年 1 回以上
試験を実施

・受検資格：
・学歴(高卒同等など)
・実務経験（直接販売する店舗等で月 80 時間以上の連続した 12 ヶ月以上の経験が必要